(c)　「統合賃金」とは、基本給及び他の給料に関連する給付を含む賃金又は給与をいう。統合賃金には、全ての時間外労働に対する補償その他給料に関連する全ての給付を含めることができるものとし、また、部分的に特定の給付のみを含めることができる。

(d)　「労働時間」とは、船員が船舶のために労働することを要求される時間をいう。

(e)　「時間外労働」とは、通常の労働時間を超過して労働する時間をいう。

B 2.2.2 指針　計算及び支払

1　支払われる報酬に時間外労働についての区別された補償が含まれる船員に関し、

(a)　賃金の計算上、海上及び港における通常の労働時間は、一日当たり八時間以内とすべきである。

(b)　時間外労働の計算上、基本給又は基本賃金の支払の対象となる一週間当たりの通常の労働時間数は、団体交渉の合意によって決定されない場合には、国内法令に定めるべきであるが、一週間当たり四十八時間以内とすべきである。団体交渉の合意は、これよりも不利でない異なる扱いを定めることができる。

(c)　時間外労働に対する補償の額は、一時間当たりの基本給又は基本賃金の一・二五倍以上とすべきであり、また、国内法令又は適当な場合には団体交渉の合意に定めるべきである。

(d)　全ての時間外労働の記録は、船長又は船長が指名する者が保管し、及び船員が一箇月以内の間隔で署名すべきである。

2　支払われる賃金の全額又は一部が統合賃金である船員に関し、

(a)　船員の雇用契約は、適当な場合には、当該賃金の対価として船員に期待される労働時間数、当該統合賃金に加えて支払われ得る追加的な手当及び当該手当がどのような場合に支払われるかについて明確に定めるべきである。

(b)　統合賃金の対象となる労働時間を超える労働時間に対して時間外労働の時給が支払われる場合には、当該時給は、1に定める通常の労働時間に対応する基本額の一・二五倍以上とすべきである。同様の原則は、統合賃金の対象に含まれる時間外労働についても適用すべきである。

(c)　当該賃金のうち1(a)に定める通常の労働時間に相当する部分については、当該部分に対する報酬が適用される最低賃金以上の額となるようにすべきである。

(d)　支払われる賃金の一部が統合賃金である船員については、全ての時間外労働の記録は、1(d)の規定に従って保管され、及び署名されるべきである。

3　国内法令又は団体交渉の合意は、当該国内法令又は当該団体交渉の合意に定める報酬その他の補償に代えて、時間外労働又は週の休日及び公の休日に行われた労働に対する補償として、少なくとも当該時間外労働又は当該労働と同等の時間の陸上での休息又は追加的な休暇を与えることを定めることができる。

4　代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後制定される国内法令又は適当な場合には団体交渉の合意は、次の原則を考慮すべきである。

(a)　同一価値の労働に対する同一報酬の原則は、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意見、国民的系統又は社会的出身による差別なしに、同一の船舶において雇用される全ての船員について適用する。

(b)　適用される賃金について規定する船員の雇用契約は、船舶内に備え置くべきである。賃金の額に関する情報については、関係する情報の少なくとも一通の署名入りの写しであって船員が理解する言語によるものを当該船員に交付すること、当該船員の雇用契約の写しを船員が利用することができる場所に掲示すること又は他の適当な手段をとることにより、各船員の利用に供すべきである。

(c)　賃金は、法貨で支払うべきであり、また、適当な場合には、銀行口座振替、銀行小切手、郵便小切手又は郵便為替によって支払うことができる。

(d)　勤務が終了した場合には、支払うべき全ての報酬が不当に遅延することなく支払われるべきである。

(e)　権限のある機関は、船舶所有者が支払うべき全ての報酬の支払を不当に遅延させ、又は当該支払を行わない場合には、適切な制裁を科し、又は他の適当な救済措置をとるべきである。

(f)　賃金は、船員が書面で他の方法によることを要請しない限り、直接当該船員の指定する銀行口座に支払うべきである。

(g)　船舶所有者は、(h)の規定に従うことを条件として、船員がその報酬を処分する自由に制限を課すべきでない。

(h)　報酬からの控除は、次の場合にのみ認められるべきである。

(i)　国内法令又は適用可能な団体交渉の合意に明示の規定があり、かつ、船員が権限のある機関によって最も適当と認められた方法により当該控除の条件について知らされている場合

(ii)　当該控除の合計額が国内法令、団体交渉の合意又は当該控除を行うことについての判決に定める限度額を超えない場合

(i)　雇用を得ること又は維持することに関して、船員の報酬からいかなる控除も行うべきでない。

(j)　国内法令、団体交渉の合意又は他の措置によって認められている罰金以外の罰金を船員に科することは、禁止すべきである。

(k)　権限のある機関は、関係する船員の利益のために公正かつ妥当な価格が適用されることを確保するため、船舶内の売店及び船舶において提供されるサービスについて検査する権限を有すべきである。

(l)　雇用について支払われるべき賃金その他金銭に関する船員の債権は、千九百九十三年の海上における先取特権及び抵当権に関する国際条約に従って担保されない場合には、千九百九十二年の労働者債権の保護（使用者の支払不能）条約（第百七十三号）に従って保護されるべきである。

5　加盟国は、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、この指針に規定する事項に関する苦情を調査するための手続を有すべきである。

B 2.2.3 指針　最低賃金

1　加盟国は、自由な団体交渉の原則の適用を妨げることなく、代表的な船舶所有者団体及び船員団体と協議した後、船員の最低賃金を決定するための手続を設けるべきである。代表的な船舶所有者団体及び船員団体は、当該手続の運用に参加すべきである。

2　1に規定する手続を設ける場合及び最低賃金を決定する場合には、最低賃金の決定に関する国際的な労働基準及び次の原則に妥当な考慮を払うべきである。

(a)　最低賃金の水準は、海上の勤務の性質、船舶における船員の配乗の水準及び船員の通常の労働時間を考慮に入れたものとすべきである。

(b)　最低賃金の水準は、生計費の変動及び船員の需要の変化を考慮して調整すべきである。

3　(a)　権限のある機関は、監督及び制裁の制度により、賃金が決定された額以上の額で支払われることを確保すべきである。

(b)　権限のある機関は、最低賃金よりも低い額の賃金の支払を受けた船員が低廉かつ迅速な司法上の手続その他の手続により不足額の支払を受けることができるようにすることを確保すべきである。

B 2.2.4 指針　有能船員の最低月額基本給又は基本賃金

1　有能船員の一箇月の勤務に対する基本給又は基本賃金は、合同海事委員会又は他の機関であって国際労働機関の理事会によって権限を与えられたものが定期的に設定する額よりも低い額とすべきでない。国際労働事務局長は、理事会の決定に基づき、改定された額を国際労働機関の加盟国に通報する。